

羽生市労働環境調査モデル工事試行要領

(趣旨)

第1条 建設業界では、就業者の高齢化や若年層の早期離職など、将来の担い手の確保及び育成が大きな課題となっており、就業者の処遇改善、休日の確保等、働き方改革を進めることが求められている。

特に、賃金など技能者の労働環境の改善は、建設業界が働きがいのある職場となり、将来にわたる担い手の確保につながるためにも必要不可欠である。

本要領は、羽生市が発注する建設工事において、労働環境を把握するための調査を行うための労働環境調査モデル工事(以下「モデル工事」という。)を試行することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる工事)

第2条 モデル工事の対象となる工事は、工事の種別、規模等から、発注者が選定するものとする。

2 発注者は、モデル工事の発注に当たっては、別紙1に基づき入札公告及び特記仕様書にモデル工事である旨を明示するものとする。

(労働環境の基準)

第3条 モデル工事で把握する労働環境の基準は、主に、次に掲げる関係法令等で定める基準とする。

(1) 労働基準法(昭和22年法律第49条)

(2) 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン(平成29年1月20日付け基発0120第3号)

(3) 労働組合法(昭和20年法律第51号)

(4) 労働契約法(平成19年法律第128号)

(5) 民法(明治29年法律第89号)

(6) 地方税法(昭和25年法律第226号)

(7) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)

(8) 建設業法令遵守ガイドライン第9版(令和5年6月)

(9) 建設工事における生産システム合理化指針(平成3年2月5日建設省経構発第2号)

(10) 建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン(平成30年7月2日付け第一次改訂)

(労働環境の調査)

第4条 受注者は、労働環境を把握する調査として、労働環境把握確認書(様式1。以下「確認書」という。)及び重層下請理由書(様式2)を作成し、発注者に提出するものとする。

2 受注者は、下請負者を使用するときは、当該受注者に係る確認書と併せて当該下請負者に係る確認書を提出するものとする。

3 受注者は、様式1にあつては契約の締結後、様式2にあつては下請次数が3回以上となった時点で速やかに提出するものとする。

4 受注者は、第1項の規定により提出した確認書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに記載事項を変更した確認書を発注者に提出するものとする。

5 発注者は、第1項又は前項の規定による提出があつたときは、その内容を確認の上、保存するものとする。

6 発注者及び監督員は、提出された書類の内容について、必要に応じて、受注者及び下請負者に聞き取りをすることができるものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別紙1

(入札公告及び特記仕様書への羽生市労働環境調査モデル工事である旨の明示)

<入札公告>

本工事は、羽生市労働環境調査モデル工事試行要領の対象工事である。

<特記仕様書>

本工事は、羽生市労働環境調査モデル工事試行要領の対象工事である。